

換金性の高い物品の管理に関する基準

(目的)

第1条 公的研究費で購入した10万円未満の換金性の高い物品を適切に管理するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、管理対象となる物品を以下に定める。

- (1) パソコン
- (2) タブレット型コンピュータ
- (3) デジタルカメラ
- (4) ビデオカメラ
- (5) テレビ・録画機器

ただし、固定資産として管理対象となっている物品については取扱いの対象としない。

2 管理対象となる公的研究費について、以下に定める。

- (1) 科学研究費助成事業
- (2) 省庁、省庁所轄の独立行政法人の受託研究費
- (3) 各省庁、省庁所轄の独立行政法人の助成金
- (4) 上記に定めるもののほか、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金

(責任と権限)

第3条 購入した物品の管理については、物品を購入した教員が行うものとする。また、換金性の高い物品の管理に関する事務は、各公的研究費における担当課が行うものとし、以下に定める。

- (1) 科学研究費補助金・・・学務課、デザイン学部事務室
- (2) 私立大学活性化設備整備事業補助金・・・学務課、施設管理課、企画広報課
- (3) 大学改革推進等補助金・・・学務課、施設管理課、企画広報課

(管理の方法)

第4条 換金性の高い物品の管理方法について下記に定める。

- (1) 10万円未満の換金性の高い管理対象物品の検収時に管理ラベルを発行する。
- (2) 発行した管理ラベルには、発効日、公的研究費名を明記し、管理対象物品に貼付
- (3) 定期的に各管理部署が物品の確認を行う。この際転売リスクを考慮し、直近2年間で購入した第2条に定める物品を重点的に確認するものとする。

(管理対象物品が適切に行われていない場合の措置)

第5条 各管理部署及び内部監査等での確認時に、現物確認ができない場合、管理者に説明を求め、不適切な管理が判明した場合には、内部監査担当者に報告するとともに、内容により不正防止計画の見直しを検討する。

(雑則)

第6条 この基準に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(所管)

第7条 この基準に関する事務は、総務部が所管する。

(基準の改廃)

第8条 この基準の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この基準は、平成27年11月19日から施行する。